

|      |                     |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|------|---------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
|      |                     |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|      | <b>松愛会テニス部関西 会則</b> |                                                                                                                                                                                                                                                  |
|      |                     | 制定 平成元年1月8日                                                                                                                                                                                                                                      |
|      |                     | 改正 令和6年1月10日                                                                                                                                                                                                                                     |
| 総則   |                     |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 第1条  | 名称                  | パナソニック松愛会傘下の同好会組織として、本会は松愛会テニス部関西と称する。                                                                                                                                                                                                           |
| 第2条  | 目的                  | 本会はテニスを通じて会員相互の親睦を図り、併せて技術、体力の維持向上に努めると共に、生きがいと、良き思い出を作ることを目的とする。                                                                                                                                                                                |
| 第3条  | 活動                  | 第2条の目的を達成するため、1月1日より1年間を活動年度とし、次の活動を行う。<br>① 定期練習：パナソニック枚方コートを会場として週2回行う。但し、当日コートが使用出来ない場合(雨天や会社休業日など)には休止する。<br>② イベント：i) 部内催し：部内大会・記念行事・新年会・など<br>ii) 交流戦：他の松愛会テニス部や地域クラブとの交流<br>iii) 全国大会：全松愛会テニス部参加の全国大会参加<br>iv) その他：会員の提案を役員会(第18条)が承認したもの |
| 会員   |                     |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 第4条  | 資格と構成               | 本会の会員は55才以上であることを条件とし、下記資格を有するもので構成する。<br>i) 松愛会会員<br>但し松愛会会員については50歳以上であれば入会資格を有すると認める<br>ii) 松愛会会員の配偶者<br>iii) 上記 i) 項の会員とテニスを通じて交流がある者で、役員会の推薦によるもの。                                                                                          |
| 第5条  | 入会                  | 入会を希望する者は、役員(第14条)に申し出を行い、部長の承認後、「入会申請書」を提出し、同時に入会金、年会費を納入する。                                                                                                                                                                                    |
|      | 定員制限                | 練習会の運営を適正規模(コート数等)にするため、定員を設け、定員を超えた場合は待機会員として登録し、空き次第入会の手続きをする。<br>定員数の決定は、役員会で定める。                                                                                                                                                             |
| 第6条  | 休会                  | 休会については以下に定める。<br>① 会員が病氣、怪我、その他により、6ヶ月以上活動に参加出来ない場合、「休会届」の提出により休会とし、会員資格を継続できる。また「復帰届」の提出により、再び活動に参加できる。<br>② 休会中は会費の納入を免除される。但し、休会は最長2年間とする。                                                                                                   |
| 第7条  | 退会                  | 本会を退会する時は、本会に届け出をしなければならない。なお、納入された年会費は返却しない。また本会の目的を逸脱した行為を行った会員は、役員会の決議で退会させることが出来る。                                                                                                                                                           |
| 第8条  | 保険加入                | 本会の活動は全て会員の自己責任で行うものであり、本会活動中に生じた各人の事故(傷害事故、交通事故、雷による事故など)や疾病(心臓発作、熱中症など)に対して本会は責任を負わない。また本会として補償もしない。よって各人は以下の条件を満たすこと。<br>① 各人は万一の事故や疾病に備え、相応の保険に加入すること。<br>② パナソニック枚方コートでの練習参加者は傷害保険への加入を必須とする。                                               |
| 第9条  | 慶弔                  | 慶弔については、次の通り定める。<br>① 死亡：会員の香典(もしくは弔慰金)は1万円とする。<br>② 入院：会員が10日以上入院した場合、見舞金5千円とする。                                                                                                                                                                |
| 会費   |                     |                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 第10条 | 入会金                 | 入会金は3千円とする。                                                                                                                                                                                                                                      |
| 第11条 | 年会費                 | 会費は年度単位の年会費とし、以下の通り定める。<br>① 年会費は18,000円とする。<br>② 年会費は年2回に分けて半期分ずつ納入する。<br>③ 納入は1月末までと6月末までに指定の金融口座への振込みを基本とする。<br>④ 会員数の推移と年度末決算により、年会費は年度毎に見直しを行う。<br>⑤ 半期の途中で入会の場合はその期は月割りで計算し納入する。                                                           |
| 第12条 | 会費の使途               | 会員から徴収した会費は原則として以下のよう使用する。<br>① 本会活動に必要とする全てのコート代とボール代<br>② 本会運営上必要とする費用ならびに諸行事の活動に必要な運営費用<br>(什器、事務・文具用品、通信費、会議費、総会開催費用、イベント下見費用、記念品、賞品、謝礼、等々)<br>③ 記念事業準備・推進に必要な費用および補助<br>④ 慶弔費                                                               |
| 第13条 | 会費外徴収               | 第3条記載の諸活動で、部内交流戦を除く活動の経費は原則参加者負担とし年会費とは別に以下の費用を徴収する。<br>① 部内合宿、記念行事、全国大会、関西地域交流戦における参加実費：交通費、宿泊費、飲食費、その他の費用で、各行事毎に精算する。決算余剰金は五百円単位で各人に返し、五百円未満の金額は参加費見合いとして、本会会計に繰入れ、運営費の一部に充てる。<br>② 新年会会費：飲食費として徴収する。                                          |

|                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|----------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 役員、会計監査役および役員会 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 第14条           | 役員、会計監査役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                | <p>本会は次の役員並びに会計監査役を置く。</p> <p>i。役員 ①部長 1名、②副部長 1名、③幹事複数名</p> <p>ii。会計監査役 1名</p> <p>なお、会計監査役は本会の他の役職を兼務する事は出来ない</p> <p>1. 部長は本会を代表して活動を総括する。</p> <p>i) 本会内外の諸活動に対して、本会の目的を遵守し、本会の代表者として発言、活動する。</p> <p>ii) 部長は他の役員にその職務の一部を委嘱することが出来る。</p> <p>2. 副部長は本会の運営管理に関する企画立案、推進などの役割を行うと共に、部長に事故ある時、その職務を代行する。</p> <p>3. 部長は幹事の中から、財務担当幹事 1名、情報担当幹事 1名を任命する。</p>                                                                 |
| 第15条           | 役員および会計監査役の選出                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                | 役員および会計監査役は役員会が推挙し、総会で承認される。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 第16条           | 役員および会計監査役の任期                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|                | 任期は1年とし、留任は妨げないが、10年(異なる役職の積算も含む)を上限とする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第17条           | 役員の職務                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                | <p>本会活動を円滑に推進するため、第24条の定めにより、別途細則「役員マニュアル」を定め、役員はこれに則り業務を行う。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 第18条           | 役員会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|                | <p>役員会は全役員で構成し、部長が招集し、議長を務める。</p> <p>① 役員会は役員の1/2の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。</p> <p>② 役員会は本会の目的、活動及び運営に関わる全ての事項についての議案を審議、議決、執行する。</p> <p>③ 役員会は必要に応じて電子メール、FAX、郵便を通じて役員に対して議事の提案を行い、役員の過半数の賛同で議事を決する事が出来る。</p> <p>④ 本会の会員は、役員を通じて役員会に書面にて議事の提案ができる。</p> <p>役員会はその議事提案に対して審議し、決議内容を書面にて報告しなければならない。</p> <p>又会員は口頭にて役員会に要望を伝える事も出来る。その要望は役員会の判断によって審議され、結果が報告される。</p> <p>⑤ 役員会の議事録は会員の求めに応じて提供する。但し、役員会が承認した事項に限る。</p> |
| 第19条           | 実行委員                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                | <p>役員会は本会活動を円滑に推進するため、実行委員長および実行委員を委嘱することが出来る。</p> <p>① 実行委員長はイベント推進のための権限を与えられる。</p> <p>② 実行委員長はイベントを総括し、その実施内容(活動内容と予算)を事前に役員会に提出するとともに、実施結果を報告する。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第20条           | 財務担当幹事、会計監査役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|                | <p>本会の会計年度は1月1日から1年間とし、次の通り運営される。</p> <p>1. 財務担当幹事は、本会の予算立案、執行などの役割を行うと共に、健全な財務管理という視点から、本会の運営管理に対して役員会で意見を述べることを求められる。</p> <p>2. 財務担当幹事は総会において会計報告、予算提案を行う。</p> <p>3. 会計監査役は本会財務の監査を行い、総会において報告する。</p> <p>4. 会計監査役は役員会に出席し、意見を述べる事が出来る。</p> <p>5. 会計監査役は役員と同じ情報を得ることができる。</p> <p>6. 本会の会計業務並びに預金管理は財務担当幹事が行う。</p>                                                                                                      |
| 第21条           | 総会                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                | <p>総会は本会の最高議決機関とし、以下の通り運営される。</p> <p>① 定期総会は新会計年度の始まる1月に開催し、議長は部長が務める。</p> <p>② 総会は会員(休会中の会員を除く)の2分の1以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。</p> <p>③ 議案は出席者の5分の3以上の賛成をもって成立する。</p> <p>④ 役員の過半数もしくは会員の2分の1以上の発議で臨時総会を開催できる。</p> <p>⑤ 会員は総会の議事録を閲覧できる。</p>                                                                                                                                                                                |
| 第22条           | 承認事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|                | <p>次に掲げる事項は総会の承認を得なければならない。</p> <p>① 活動報告及び会計報告、ならびに活動計画及び予算案</p> <p>② 会則の追加・改廃</p> <p>③ 役員および会計監査役の選任</p> <p>④ 本会の活動及び運営にかかわる基本的な方法の変更</p> <p>⑤ その他重要事項として、役員会が提起した事項</p>                                                                                                                                                                                                                                              |
| 雑則             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| 第23条           | 会員への情報伝達                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|                | <p>会員への情報伝達は通常以下3つの手段とし、特別な場合を除き電話連絡は省略する。</p> <p>① 主として、定期練習の枚方コートでの掲示および口答連絡</p> <p>② 電子メールによる配信</p> <p>③ ホームページに掲載</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 第24条           | 細則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                | 「役員マニュアル」や「イベントマニュアル」など、役員や実行委員の業務指針となる細則を別に定めることが出来る。なお、細則の追加・改廃は役員会の承認による。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 第25条           | 会則外事項                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|                | <p>本会則及び細則に定めのない事項については、暫定処置として役員会の決定に従う。</p> <p>但し、役員会の決定は当該年度のみ有効とし、次年度より総会の決議による。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| 第26条           | 付則                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|                | 本会則は、平成元年1月8日に制定し、令和6年1月10日より改訂実施するものとする。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 以上             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |